

第120回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年3月5日(木)

招集場所 米子市役所 第402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	小林 秀美委員	2番	山中 春夫委員	3番	三島 通政委員	4番	赤木 勇夫委員
5番	井田 律子委員	6番	中本 公平委員	7番	吉澤 一誠委員	8番	安田 浩委員
9番	足立 寛隆委員	10番	遠藤 泰三委員	11番	池口 稔委員	12番	松林 貢委員
13番	安田 浩史委員	14番	高橋 敦美委員	15番	森中 喜輝委員	16番	矢倉 篤實委員
17番	大太 年廣委員(部会長)						

欠席委員 なし

事務局 高西会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 山本主任 長谷川主任

日 程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第48号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 県農業会議会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

ただ今より、現地調査に引き続きまして、第120回農地部会を開催します。

そうしますと早速ですけれども、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

それでは、議席番号15番の森中喜輝委員と、議席番号16番の矢倉篤實委員にお願いします。また、本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第46号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。4ページ、番号47の淀江町佐陀について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (山本主任)

失礼します。番号47の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人から借りていた農地を、譲受人が規模拡大のため売買によりを取得しようするものです。取得後の経営面積は798aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（大太委員）

ただ今事務局より説明がありましたが、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何かご報告がございいますか。

11番（池口委員）

これは、9号線にナフコという店がありますが、その反対側の下がったところです。譲受人が借りて耕作しておられましたが、もう百姓を出来ないということで、買って欲しいということで田んぼを買われました。

以上です。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございいますか。

ないようですので、採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号48の淀江町中間について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号48の淀江町中間について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の農地の小作人である譲受人が、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は、56aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございいますか。

11番（池口委員）

この48番、49番、50番の関係者は他人で、家が前の家です。この人達は調べてみたら三代前から作っておられます。ですが昭和24年の時に農地解放で、一時小作人がもらっていたのですが、今までお世話になっていたということで返したそうです。しかし、おばあさんがもう90歳と高齢で、71歳くらいの子供さんがいますがどうにもならないということで、行政書士を使って処理しても田んぼだけ買い手がいないということで、他人にあげたそうです。そういうような状態です。

高西会長

ちょっとそれに補足しますけれども、あとの番号49、番号50も一緒ですので、今、池口さんが説明されたように、多分、永久小作だったと思います。農地解放の時に、本来なら払い下げてしまいましたが、永久小作で残っていて、もう作らないということで返されたと先ほど池口さんが説明されたように、〇〇さんというところは義理のお母さんですが高齢ですし、娘さんは言い方が悪いですが71歳で結婚もしておられず子供さんもないので、これで亡くなられると途絶えてしまうので元気なうちにお世話になった人に、隣家なので贈与して迷惑のかからないようにということですのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。ないようですので、さっきも話が出ていましたように48番49番50番全て同じ内容なようですので、一括して審議したいと思います。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号51の吉岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号51の吉岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の農地を耕作していた、いこの譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は147aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さん、ご報告をお願いします。

15番（森中委員）

譲渡人の農地を、譲受人が今日まで耕作を行っていたところですが、譲受人の父が亡くなったということで、農地台帳の整理を行っていたら譲渡人の土地だということを知り、双方で協議を行った結果、贈与で譲り渡すということで今回の申請を行ったということです。以上です。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

他に質問はありませんか。ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。続きまして、5ページ、番号52の奈喜良について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号52の奈喜良について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が体調不良のため、夫にあたる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は、57aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12番（松林委員）

事務局からも説明がありましたとおりでして、現地確認しましたところ綺麗に管理されており異常はありませんでしたのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認

め、許可と決定いたします。

続きまして、番号53の上福原1丁目について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号53の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢などから耕作ができなくなったため、申請地の隣で耕作をしている譲受人が、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は、49aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（大太委員）

続いて地元委員さん、報告をお願いします。

7番（吉澤委員）

今日の現地調査には行かなかったのですが、場所としましては米子医療センターから皆生に抜ける新しい県道が出来たところ
です。本屋の向こうに墓石の展示場が出来ております。あれの川を挟んで向こう側に看板が何枚か立っていますが、場所として
はそういう場所です。今、事務局から説明がありましたように、高齢のため百姓が出来なくなったということで、一部分だけは
小作で作ってもらっていますが、残りの2枚は作っていない状態です。その隣の人がこういう話があったということで、将来性
をみこして今回申請が出されたものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

高西会長

〇〇万なので農地で取得しても採算が合わないですよ。転用して他のものということなのでしょうね。先行投資ですね。
ちょっと事務局に聞いてみますが、これは3条でも全部耕作と書いてありますが、これは3条で移譲し現地も見たうえで耕作も
してあったというわけでいいですか。

事務局（大許事務局長補佐）

譲渡人が、現在持っているところの農地に対して全部耕作しているということです。買うところも見ていますが荒廃地等であ

っても、耕作するという事です。

高西会長

そんなややこしいことを言わず、例えば、ほとんどこの物件は耕作してあると思います。3条で移行する売買にしてもそうだと思いますが、だけれども耕作がしてあるから全部耕作と書いてあると思いますが、それは間違いないかを聞きたいです。

事務局（長谷川主任）

すいません、失礼します。3条の申請の別紙ですけれども、譲受人と譲渡人の名前が書いてあるところから下については土地を譲り受ける方自身の営農状況が書いてあるということです。物件ではなく、譲り受ける方自身がきちんと自分の農地をやっていますということで、全部耕作しているということです。

高西会長

譲受けられる人が、現在自分が持っているところの農地をきちんと耕作しているという意味ですね。ということは実際の移譲する物件ではないということです。

事務局（長谷川主任）

はい、そうです。

高西会長

分かりました。

議長（大太委員）

他にはご質問ございませんか。

4番（赤木委員）

素人のような質問ですが、下限面積30とか50というのがありますが、この違いは何ですか。

事務局（大許事務局長補佐）

地区によって下限面積が30とか40、50と定めてありまして、取得するものを合わせてそれ以上になったらいいということです。

議長（大太委員）

他にはご質問等がございませんか。

ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

6ページの議案第47号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

そういたしますと、7ページ番号58の車尾南1丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（吉澤委員）

3番目に見ていただいた場所になります。今回の申請が出たところの前に尾崎商事があり、その駐車場に使いたいということで申請が出ております。今は、その前の道は非常に車が通るようになり、混雑するということから今回の話が出ました。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、住宅・公共施設がある第2種農地に該当すると思われま。また駐車場の整備だけであり、開発許可が不要である事を確認しています。

転用については問題ないと思われま。ので、ご審議、よろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただいま番号58について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号59の両三柳について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（山中委員）

2番目に見に行ったところ。59番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の畑で面積は336㎡です。申請人は、家族3人で借家で住んでおりますが、子どもや親のことを考えて、親の所有している土地に新築するということです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。別に問題ないと思われま。ので、よろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただいま番号59について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

他にご意見、ご質問ありますか。ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号60の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（安田浩委員）

60番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で面積は259㎡です。

申請人は、家族3人で市内のアパートで生活していますが、子どもが成長し、部屋が手狭になっていくことを考え、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路放流同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われれます。また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがある事を確認しています。

転用について問題はないと思われれますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま番号60について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。これもだいぶ値段が高いようですが。

そうしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号61の諏訪について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（小林委員）

61番の議案について説明します。現地調査で最後に回った諏訪の土地です。

申請者は議案のとおりです。申請地は諏訪の畑で面積は95㎡です。申請人は、長男が妻子を連れて実家に帰ってくるようになったため、宅地を拡張し、離れの建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当すると思われれますが、拡張する面積も見ていただいたとおり少なく、転用に

については問題ないと思います。

また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条12号に該当する見込みがある事を確認していますので、ご審議、よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま番号61について地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号62の大崎について審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律の第24条第2項に基づき、この案件の当事者である〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員退席）

議長（大太委員）

そういたしますと番号62について地元委員さんから説明をお願いします。

13番（安田浩史委員）

62番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。

申請地は大崎の畑で面積は102㎡です。申請人は来客用の駐車場がなく、路上駐車などをしてもらって、近所の方に迷惑をかけていたので、これを解消するために、この度、向かい側の農地の一部を譲り受けるということでございます。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われれます。なお、市街化調整区域ですが駐車場の整備だけですので、開発許可がいらぬことを確認しています。

転用について問題はないと思われれますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま番号62について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

議長（大太委員）

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

これで番号62の審議を終了しましたので、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員着席)

議長（大太委員）

続きまして、8ページ、番号63の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

すいません。63番については事務局より説明します。63番の議案について説明します。

本件の申請地は、今年の1月の農地部会の際に現地調査をいたしまして、部会でご審議をいただいた夜見町の畑です。

その後、米子市農業委員会では許可相当ということでご意見をいただきまして、鳥取県に進達しました。その後、鳥取県農業会議の諮問を行ったうえで、2月2日付で一度農地転用の許可が出ましたが、申請人さんのほうから土地の取得を含めて1月に申請された譲受人さんの配偶者が、自分の太陽光の事業として改めて許可を取らせていただきたいということがございまして、一度2月2日付で農地転用の許可の取り消し願がありました。併せて今回、譲受人を配偶者として改めて農地転用の申請があったものでございます。本件につきましては、譲受人が代わったこと以外は事業内容に変更はございません。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま番号63について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

前のご主人の名前で申請が出ていたわけですね。

事務局（長谷川主任）

はい、そうです。

議長（大太委員）

他にありますか。ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数というこ

とで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に進みます。9ページ、議案第48号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が122件ございました。早速審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2号に基づき、この案件の当事者であります矢倉委員に退席を求めます。

（矢倉委員退席）

議長（大太委員）

そうしますと、12ページ番号3-1について事務局より説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。今月は田に関するものが197筆、311,540㎡、畑に関するものが50筆、104,932㎡でございます。

番号3-1に関しましては再設定でございます。

議長（大太委員）

事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。ないようですので、そうしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

番号3-1の審議が終了しましたので、矢倉委員の着席をお願いします。

（矢倉委員着席）

議長（大太委員）

早速ですが、利用権設定各筆明細について、12ページ、番号3-2から、32ページ、番号3-98までを一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。

番号3-2から番号3-11までは、再設定でございます。

番号3-12から番号3-14は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、265aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-15から番号3-16は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、181aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-17から番号3-21までは、再設定でございます。

番号3-22は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,649aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-23は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、1,649aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-24は、再設定でございます。

番号3-25は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、296aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-26から番号3-34までは、再設定でございます。

番号3-35は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、46aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-36から番号3-38までは、再設定でございます。

番号3-39から番号3-44は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、719aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-45から番号3-46は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、555aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-47は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、70aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-48から番号3-51は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、541aとなっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-52から番号3-53は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、541aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-54から番号3-57は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、541aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-58から番号3-59までは、再設定でございます。

番号3-60は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、242aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-61から番号3-67までは、再設定でございます。

番号3-68は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、835aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-69から番号3-72までは、再設定でございます。

番号3-73は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、81aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-74は、再設定でございます。

番号3-75は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、57aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-76から番号3-85までは、再設定でございます。

番号3-86は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,169aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-87は、再設定でございます。

番号3-88は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、187aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-89は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、426aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-90から番号3-91は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、485aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-92は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、801aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-93から番号3-95までは、再設定でございます。

番号3-96は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、237aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号3-97から番号3-98までは、再設定でございます。

議長（大太委員）

ただいま、事務局から説明がありましたが、他にはご質問等がございますか。

10番（遠藤委員）

確認してもいいですか。番号45と46は〇〇円になっていますが間違いないですか。

事務局（大許事務局長補佐）

間違いありません。これはですね、農協が苗を育苗して緑化するために、育苗施設から出して置くところです。現在も3条で農協が借りておりますけれども、その拡張で、それと同等の金額ということで〇〇円ということです。

高西会長

これは大豆と書いてありますが、大豆の何についてですか。

事務局（大許事務局長補佐）

苗を置いて、その後は大豆を農協が作ります。

高西会長

そういうことですか。分かりました。そういう時は補足してもらえると助かります。

9 番（足立委員）

番号 3-77 と番号 3-78 のたばこの〇〇円は何を基準に決めていますか。

事務局（大許事務局長補佐）

これは貸し人と借り人との話し合いです。

議長（大太委員）

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当であると回答いたします。

続きまして、利用権設定各筆明細、農地中間管理権を取得する場合について、34 ページ番号 3-1 から、39 ページ番号 3-24 までを一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

34 ページ番号 3-1 から、39 ページ番号 3-24 は、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地中間管理事業により、農地を貸付けることを目的に農地の中間管理権を取得するものです。以上です。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

高西会長

一括で審議と言われても分かりにくいので、少し説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

これは、出し手が中間管理機構に土地を貸し付けるという案件が全てです。次に議案の 49 号で出てきますけれども、中間管理権を取得した農地を耕作される方に貸し付けるということで、この中間管理権を取得する件です。

高西会長

ということは担い手機構が、出し手から受けて、これから探すということですよ。そのあたりのことをもうちょっと説明して欲しかったです。

議長（大太委員）

それでは次に進みます。42ページの議案第49号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。43ページ、番号1から、47ページ番号12について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

これは先ほど利用権設定で、農家の方から担い手育成機構が中間管理権を取得した農地を、今度は耕作される方に貸し付けるという配分計画です。43ページ番号1から47ページ番号12につきまして、借受者の選定理由は下記のとおりです。

番号1から番号2は農地集積への寄与効果の高い担い手で、設定後の経営面積は、番号1が1,232a、番号2が468aです。

番号3は経営農地に隣接する圃場であり、設定後の経営面積は828aです。

番号4から番号8は農地集積への寄与効果の高い担い手で、設定後の経営面積は、番号4が80a、番号5が51a、番号6が376a、番号7が834a、番号8が5,015aです。

番号9は経営農地に隣接する圃場であり、設定後の経営面積は1,145aです。

番号10から番号12は農地集積への寄与効果の高い担い手で、設定後の経営面積は、番号10が1,733a、番号11が1,284a、番号12が413aです。

以上です。

議長（大太委員）

他には質問等ございませんか。

今、番号1から番号12について、事務局から説明がありました。ご意見ご質問はございますか。

7番（吉澤委員）

中間管理機構が集積するのに、何割集積するというようなことが出ていたと思うのですが、数値はパーセンテージでいくとどのくらいになるのでしょうか。今日すぐに出なければ、また教えて下さい。8割くらい集積するというようなことが出ていたと思います。1年に1度は集積した結果が出されるとは思うのですが、分かればまた教えて下さい。

事務局（田村事務局長）

改めて確認いたします。

15番（森中委員）

その関連ですが、今回の議案に限りですが、出てくる管理機構を借りる面積と貸し付ける面積とはだいたい同じくらいですか。

事務局（田村事務局長）

今のご質問にお答えしますが、中間管理権を取得するのは借り手がある見込みで借りるということは今まで研修で色々してきましたが、その中でまだ正式に借り手がついていない農地も中間管理権を取得しておりますので、そのままイコールにはなっていません。

15番（森中委員）

私が聞いているのは、今回の議案に限りですが、そうですか。率はどうなっていますか。

事務局（田村事務局長）

はい、そうです。後で数字を計算させて下さい。

高西会長

局長、担い手機構で聞いて、出し手が出されて受けるかと思いますが、中には期間は3年間で、ない時には出し手に返すということですが、だいたいどのくらいで借り手が探せれるのでしょうか。まだ去年の4月から始めてまだ実際には半年も稼働していないですが、借り手がないのがどのくらいあるのかどうかを調べておいて下さい。7番の株式会社ローソンファームというのは、〇〇さんがやっているところですか。

事務局（田村事務局長）

岡野農場の〇〇さんが別会社としてされています。

高西会長

〇〇さんとローソンが共同出資でしているということですね。

事務局（田村事務局長）

はい、そうです。

議長（大太委員）

他に質問ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当であると回答いたします。

これで審議事項は終わりましたが、続いて報告事項に移ります。

50ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号32から番号34の3件を受理しております。

続きまして、51ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号65から番号68の4件を受理しております。

続きまして、52ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号39から番号43の5件を受理しています。

続きまして、53ページ、（4）非農地現況証明について、番号45の1件のみ証明しています。

以上が私からの報告事項です。続きまして、会長から事務報告をお願いします。

高西会長

（県農業会議議員の事務報告）

議長（大太委員）

よろしいですか。それではこの前、視察研修に参加された方から報告をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。お願いします。

7番（吉澤委員）

（農業委員視察研修についての報告）

7番（井田委員）

(農業委員視察研修についての報告)

議長 (大太委員)

最後に事務局から事務連絡がございますのでお願いします。

事務局 (大許事務局長補佐)

(事 務 連 絡)

議長 (大太委員)

それではこれを持ちまして、第120回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時48分